平成28年度第9回山口市農業委員会農地部会議議事録

- 1 日 時 平成28年12月14日(水)午前9時30分~午前10時35分
- 2 場 所 小郡総合支所 3階 第5会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(20名中17名:農地部会委員16名及び会長1名) 木原 義則、小野 基之、片山 濶之、藤村 守、海地 博志 藤原 敏郎、勝本 紘、渡邉 輝男、恒冨 竹司、長尾 進 蔵重 秀雄、永松 之生、金子 哲昌、綾城 初江、中村 敏 山根 伊都子、安田 敏男
 - (2) 欠席委員(3名) 中川 惠美子、佐々木慶市、田戸 洋志
 - (3) 事務局 有田局長・山根副参事・杉山主査・開地
 - (4)会議傍聴人 なし
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名
 - (2) 議案審議
 - (3) その他連絡事項

木原部会長

皆様、おはようございます。

ただいまから平成28年度第9回山口市農業委員会農地部会を開会いた します。

本日は在任委員数19名中、出席委員数16名、欠席委員3名、在任委員 の過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、本会議の議事録署名委員に、阿東地区の金子 哲昌委員と北部地区の小野 基之委員を指名します。

よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日の審議は、農地法に係る3条・4条・5条、農地転用事業計画変更承認申請、農用地利用集積計画の審議、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、及び現況証明についてです。

審議後は報告事項として、農地法関係の届出等の状況、転用諮問事案に対する答申となっております。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。 事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは1ページをお開きください。 合わせて参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、仁保中郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから北西へ1.8kmに位置する、農用地区域内です。

申請人は、市内に居住し、農業、建設業及びアパート経営を行う者です。 譲渡人からの要望に応え、申請地を取得し、経営の拡大を図るものです。 取得後の経営規模は、154アールとなります。

議案第2号、下小鯖です。

申請地は、山口インターチェンジから南西へ200mから280mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある、第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内にある 第3種農地と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

周辺を耕作しており、利便性の向上のため、申請地を取得し、経営の拡大

を図るものです。

取得後の経営規模は、112アールとなります。

議案第3号、下小鯖です。

申請地は、山口インターチェンジから南西へ830mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、下松市内に居住する、農業兼会社員です。

譲渡人からの要望に応え、贈与として持分を取得するものです。

取得後の経営規模は、75アールとなります。

議案第4号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南へ680mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

隣接する申請地の譲り受けを申し出たところ、無償譲渡してもらうことに なったものです。

取得後の経営規模は212アールとなります。

議案第5号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから北へ600mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社員です。

譲渡人は遠方に住んでおり管理が困難なため、譲渡人は申請地を取得し経 営規模の拡大を図るものです。

なお、貸付地は、自らが構成員である農地所有適格法人「●●●●●●● ●●●」に貸付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由 もなく貸し付けた農地」に該当しません。

取得後の経営規模は、63アールとなります。

議案第6号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から北西へ970mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

贈与として申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、448アールとなります。

議案第7号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から東へ1.8kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。 取得後の経営規模は、504アールとなります。

議案第8号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北へ550mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

現在も利用権設定し耕作を行っている申請地を取得し、農業経営の拡大を 図るものです。

取得後の経営規模は、125アールとなります。

議案第9号、小郡下郷です。

申請地は、小郡総合支所から南へ780mに位置する、用途地域内の第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社員です。

自宅近くの農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は59アールとなります。

議案第10号、小郡新町五丁目です。

申請地は、JR上郷駅から南へ460mに位置する、用途地域内の第3種 農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

公共事業の代替地として、自己所有農地に隣接する申請地を取得し、農業 経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は199アールとなります。

議案第11号、阿知須です。

申請地は、JR岩倉駅から南及び南西へ300mから490mに位置する 農用地区域内、及び公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地で す。

申請人は、福岡県北九州市内に本店を有し、不動産関連業を営む法人です。 果樹園事業を行うにあたり、農地を借受けるものです。

取得後の経営規模は、320アールとなります。

なお、この事業につきましては、申請人は、農地所有適格法人以外の一般

法人ですが、取得する権利の種別が賃借権であり、貸付人との賃貸契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担のもとに農業を行う旨の誓約書が提出されていること、法人の重要な使用人が1人以上農業に常時従事すると認められることから、農地法第3条第1項3号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第12号、徳地柚木です。

申請地は、徳地地域交流センター柚野分館から西へ4.8kmに位置する、 農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自己所有地の隣接地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、250アールとなります。

議案第13号、阿東嘉年上です。

申請地は、阿東地域交流センター嘉年分館から北西へ2.2から2.3kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人は遠方に住んでおり管理が困難なため、贈与として譲り渡すものです。

なお、貸付地は、自らが構成員である農地所有適格法人「●●●●●●」 に貸付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し 付けた農地」に該当しません。

取得後の経営規模は、166アールとなります。

以上の農地法第3条の全議案につきましては、農地法第3条第2項各号の 不許可の事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものでございま す。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において、現地調査および議案審議を過て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

長尾進委員

7ページの議案第11号、借受人について、会社は九州の小倉にあり、いろいろな事業を行っている。最初は、申請地の近くに太陽光発電設備があり、その隣で太陽光発電をやりたいとの話でありましたが、太陽光発電では、同意できませんでした。それなら、関連事業で果樹園経営をされておりますので、キュウイを植えたいということでこられています。

果樹でありますから、田では排水が悪いので、畑を選ばれています。場所的には、阿知須のドームと宇部線の間にあります。元々は、みかんを栽培していた所ですが、今は、作り手がおらず荒れています。誰も作り手がいないということで、地権者もそういう方がおられれば貸したいということで、一番問題は地元とどういう協議をされたか、後々問題が起きないように、どのような対応をということで、地元の説明会を十分にやられて、地権者、水利組合と対応できる話が出来ているということでした。

木原部会長

他にありますか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第3条申請についての議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第3条に係る議案第1号から議案第13号 について一括で採決を行います。

農地法第3条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条に係る申請については、全て許可といたします。それでは次に、農地法第4条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは11ページをご覧ください。

合わせて参考位置図14ページをお開きください。

議案第14号、泉都町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北東へ750mに位置する、用途地域内に

ある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、無職の者です。

議案第24号のアパートの進入路とするものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第15号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから西へ750mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有し、自動車修理業兼農業を営む者です。 事業の拡大に伴い、現在の置場が手狭なため、車両置場として利用するもの です。

なお、申請地は、平成21年7月に農地法の許可を得ることなく、造成を されたものですが、地区協議会で追認が認められ、申請人からは今後、農地 法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第16号、阿知須です。

申請地は、JR岩倉駅から西へ530mに位置する、公共施設に比較的近い 距離にある、第2種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する、会社員です。

交通の便が良く、住環境に恵まれ、需要が見込めることから、共同住宅を 建設するものです。

議案第17号、徳地山畑です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から北西へ2.0 kmに位置する、 公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

申請者の弟が帰郷し同居することになり手狭になるため、敷地を拡張し農家住宅を増築するものです。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているもの

一でございます。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第4条に係る申請について、議案第14号から議案第17号について採決を行います。

農地法第4条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

木原部会長

それでは、次に、農地法第5条に係る申請についての審議を始めます。事 務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは、15ページをご覧ください。 合わせて参考位置図18ページをお開きください。

議案第18号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北東へ300mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光売電事業の拡大を図るものです。

議案第19号、大内御堀です。

申請地は、大内地域交流センターから南へ2.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、製造業を営む法人です。

現在の資材置場が手狭なため、近隣の申請地を取得し、利便性の向上及び 事業拡大のため利用するものです。

議案第20号、大内長野です。

申請地は、大内地域交流センターから東へ1.0kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

貸駐車場の需要があるため、貸駐車場を整備するものです。

議案第21号、大内氷上四丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから北西へ660mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社役員です。

日照条件の良い父所有の申請地を借り受け、太陽光売電事業に参入するものです。

議案第22号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南西へ1.4kmに位置する、公共 投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県宗像市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業に参入するものです。

議案第23号、宮野下です。

申請地は、宮野地域交流センターから南西へ620mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

周辺の宅地化が進み、公共施設及びスーパー、医療関係施設等が近く需要が見込めるため、宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時 施行といたします。

議案第24号、泉都町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北東へ750mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

繁華街の近くであり、交通の利便性も良く、需要が見込まれるため共同住宅 を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時 施行といたします。

議案第25号、中尾です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ1.9kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

居宅の裏の物置に車が進入できないので、敷地を拡張し解消するものです。

議案第26号、中尾です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ2.1 kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

子供の成長に伴い、手狭になったため、自己用住宅を建設するものです。

議案第27号、吉敷上東三丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから東へ630mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自己用住宅の進入路が狭い為、拡幅するものです。

議案第28号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから南東へ1.4kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

子供の成長に伴い、自己用住宅を建設するものです。

議案第29号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ1.4kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する、団体職員です。

実家の近くの申請地に自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、 住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4 号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第30号、矢原です。

申請地は、JR矢原駅から西へ60mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

既存の道路が狭いため、拡張工事をするものです。

議案第31号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から南東へ550mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、京都府京都市内に居住する、会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光売電事業に参入するものです。 なお、議案39号、40号の事業計画変更が同時に申請されています。

また、議案39号から議案40号は関連がありますので、合わせて一緒に説明いたします。

議案第39号、朝田 事業計画変更です。

申請地は、JR大歳駅から南東へ550mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、山陽小野田市内に居住する、会社員です。

平成27年4月28日付で、太陽光発電設備を目的とした農地法第5条の許可を受け、当初は草刈の管理用にパネルの間隔をあける計画だったが、パネルの間隔を詰めて日陰にすることにより、雑草を抑える方法に変更したため、事業実施区域が縮小されることになったものです。

議案第40号、朝田 事業計画変更です。

申請地は、JR大歳駅から南東へ550mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、京都府京都市内に居住する、会社員です。

議案第39号の理由により、計画から外れた部分について、譲受人より太陽光発電事業を行いたいとの申し出があったため譲り渡すものです。

議案第32号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから西へ750mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有し、建設業を営む法人です。

水路改修工事に伴い、工事機械や資材の搬入路として一時的に借り受けるものです。

なお、この事案につきましては農用地区域内の農地ですが、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、農地法施行令第4条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。

また一時転用ですので、申請人からは平成29年3月20日までに現状を 回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第33号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.9kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有し、太陽光発電事業を営む法人です。日照条件の良い申請地を取得し、太陽光売電事業の拡大を図るものです。

議案第34号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県北九州市小倉北区内に主たる事務所を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業に参入するものです。

議案第35号、小郡上郷です。

申請地は、JR仁保津駅から北西へ160mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

国道に近く、交通の便が良い申請地を取得し、共同住宅を建設するものです。

議案第36号、小郡下郷です。

申請地は、JR新山口駅から北東へ800mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、賃貸管理業を営む者です。

周辺の宅地化が進み、交通の便が良い申請地を取得し、共同住宅を建設するものです。

議案第37号、小郡三軒屋町です。

申請地はJR新山口駅から南東へ780mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、無職の者です。

現在借家住まいのため、兄から申請地を譲り受け、自己用住宅を建築するための宅地を造成するものです。

議案第38号、徳地山畑です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から北西へ2.0 kmに位置する、 公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

現在、実家に同居しているが家族も増え手狭なため、実家に隣接する申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

小野委員

15ページの議案第18号の譲渡人の住所が仁保下郷になっているが、違うのではないか。

事務局

事務局の方から訂正させていただきます。申請人の譲渡人の住所ですが、

事務局

議案の方の表記は、仁保下郷になっていますが、これは下小鯖の間違えです。 訂正をお願いします。

番地につきましては、間違えはありませんが、住所の表記は下小鯖に訂正 をお願いします。

木原部会長

他にありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第5条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、議案第18号から議案第38号について一括で採決を行います。

農地法第5条に係る申請について、全て許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員举手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは次に、事業計画変更に係る申請についての審議を始めます。 事務局より説明をお願いします。

事務局杉山

それでは、27ページをご覧ください。

合わせて参考位置図31ページをお開きください。

議案第39号、40号は、議案第31号で説明をしましたが、再度説明を します。

議案第39号、朝田 事業計画変更です。

申請地は、JR大歳駅から南東へ550mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、山陽小野田市に居住する、会社員です。

平成27年4月28日付で、太陽光発電設備を目的とした農地法第5条の 許可を受け、当初は草刈の管理用にパネルの間隔をあける計画だったが、パ

ネルの間隔を詰めて日陰にすることにより、雑草を抑える方法に変更したため、事業実施区域が縮小されることになったものです。

議案第40号、朝田 事業計画変更です。

申請地は、JR大歳駅から南東へ550mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、京都府京都市に居住する、会社員です。

議案第39号の理由により、計画から外れた部分について、譲受人より太陽光発電事業を行いたいとの申し出があったため譲り渡すものです。

議案第41号、小郡上郷 事業計画変更です。

申請地は、小郡インターチェンジから南東へ150mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に居住する、会社員です。

平成28年10月28日付けで太陽光発電設備を目的とした農地法第5条の許可を受けたが、一体利用地と申請地の間にある赤線に電線を埋設すると電気主任技術者の設置が必要になることがわかったため、一体利用地を計画からはずし、事業実施区域を縮小するものです。

以上の事業計画変更の議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法において、立地基準に適合しており、また、一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題がないため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において審議に付され、議案審査票に おいて、立地許可基準および一般許可基準にもとづく現地調査および議案審 査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で事業計画変更に係る申請についての

木原部会長

議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました事業計画変更に係る議案第39号から議案第41 号について一括で採決を行います。

事業計画変更について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議いたしました、事業計画変更に係る申請について、承認といたします。

それでは次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは、30ページをご覧ください。

農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第42号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、

合計120筆 222, 199㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画 について、採決を行います。

決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、計画案のとおり決定し、

木原部会長

山口市に回答します。

それでは次に、農用地利用配分計画についての審議を行います。 議案説明を事務局よりお願いします。

事務局杉山

それでは、31ページをご覧ください。 農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第43号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計40筆、86,507㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項 の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画 について、採決を行います。

「異議なし」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、計画案のとおり「異議なし」として、山口市に回答します。

木原部会長

それでは次に、現況証明についての審議を行います。 議案説明を事務局よりお願いします

事務局杉山

それでは、32ページをご覧ください。 合わせて参考位置図40ページをお開きください。

議案第44号 現況証明、大内矢田南四丁目です。

登記地目が田の土地1筆325㎡については、平成8年9月27日付で自己用住宅を目的とした農地法第5条の許可を受けたが、造成のみを行い、その後隣接する456番6の宅地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお 諮りするものです。

議案第45号 現況証明、平井です。

登記地目が田の土地1筆15㎡については、昭和58年8月頃から隣接する1467番1の宅地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第46号 現況証明 小郡下郷です。

登記地目が畑の土地1筆、計95㎡については、申し出によると、昭和の 終わり頃、農業用倉庫が建築され、現在に至っているものです。

昭和45年10月以降で20年以上経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第47号 現況証明、阿知須です。

登記地目が田の土地1筆、計23㎡については、申し出によると昭和55年に造成し、隣接する934番1と一体で建物敷地として利用され、現在に至っているものです。

昭和45年10月以降で20年以上経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第48号 現況証明、阿東嘉年上です。

登記地目が畑の土地1筆、690㎡については、昭和40年ごろには耕作を放棄し、荒廃し原野となり現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第49号 現況証明、阿東嘉年上です。

登記地目が畑の土地1筆、519㎡については、昭和40年ごろには耕作を放棄し、荒廃し原野となり現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第50号 現況証明、阿東嘉年上です。

登記地目が畑の土地2筆、田1筆、合計891㎡については、昭和40年

ごろには耕作を放棄し、荒廃し原野となり現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等が あればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、特に意見がないようですので議案第44号から議案第50号の 現況証明について証明書を発行することに異議なしとする方の挙手を求め ます。

【委員举手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、現況証明につきましては発行することといたします。

以上で本日の議案はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。

事務局から報告をお願いします。

事務局杉山

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の 一覧表をご覧ください。

11月分の受付状況は記載のとおりです。また、報告第2号の諮問事案については、記載のとおりです。

報告については以上です。

木原部会長

ただいまの報告について、各委員さんから何かご質問がありましたらお願いします。

【なし】

木原部会長

それでは、報告事項は終わります。以上で本日の農地部会を終了いたしま す。

以上、平成28年度第9回山口市農業委員会農地部会議事録である。

平成28年12月14日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

部 会 長 木原 義則

署名委員 金子 哲昌

署名委員 小野 基之

記録者 開地 剛